

会議概要

委員長	ただいまから、平成 28 年第 1 回松山市教育委員会定例会を開会します。 会議録署名人に、牛山委員を指名します。
委員長	本日の教育委員会定例会には、16名の傍聴を許可しています。 －傍聴人に留意事項について説明－
委員長	それでは、日程第1 報告第1号「公民館運営審議会委員の委嘱について」 説明を求めます。
地域学習振興課長	－公民館運営審議会委員の委嘱について説明－
委員長	説明が終わりましたが、意見等ありませんか。(特になし)
委員長	異議なしと認めます。
委員長	次に、日程第2 報告第2号「平成 27 年度学校医の退任について」説明を 求めます。
保健体育課長	－平成27年度学校医の退任について説明－
委員長	説明が終わりましたが、意見等ありませんか。(特になし)
委員長	異議はありませんか。(異議なし)
委員長	異議なしと認めます。
委員長	次に、日程第3 請願第1号「教科書並びに教育現場での宗教的中立性の 遵守を要望する請願について」を議題といたします。
委員長	まず、審査に入る前に、この請願の勧告事項を確認しておきます。
委員長	－勧告事項の確認－
委員長	この件に関し、意見等ありませんか。
教育長	教育委員会では、特定の宗教に偏った教育は行われるべきではないと認識 しております。 そして、今回のこの英語の読み物教材についても、様々な内容の英文を読 み取らせながら英語の読解力をつけることを目的としておりまして、特に特 定の宗教観について学習するものではないと認識しております。 以上です。
委員長	教育長から、今のようなご意見がありました。 ほかに、意見等ありませんか。
牛山委員	教科書の検定は国が行っております。教育委員会は、特定の教科書の特定 の部分の、こういう部分はこういうような是非について見解を述べる立場に はないと考えます。ですので、この件については、私は賛同いたしません。

委員長	ほかに、意見等ありませんか。
松本委員	学校現場では特定の宗教に偏った行事は行われていません。また、修学旅行などで神社を参拝することもあります。個人や家庭の意見や意思は尊重されておりまして、決して強制することはありません。以上です。
委員長	今、教育長、それから2人の委員から、英語の読み物教材の目的や教育委員会の立場、また教育現場における各種宗教行事に関するご意見が出ましたけれども、ほかに何かご意見ありましたらお願いをいたします。
教育長	先ほども申し上げましたけれども、生徒たちは英語による読解力をつけるためにも、1年、2年、3年の学年のレベルに応じてまとまりのある内容の英文を読む必要があります。したがって、伝記などを読むという活動は、英語の教育上効果的であると考えます。以上です。
委員長	ほかに、意見等ありませんか。
一色委員	国の検定を通った教科書を使ってるわけでありますので、その点を踏まえますとその内容に問題はなく、今回の請願には私は賛成できません。以上です。
委員長	ほかに、意見等ありませんか。(なし)
委員長	意見もないようですので、採決いたします。
委員長	日程第3 請願第1号「教科書並びに教育現場での宗教的中立性の遵守を要望する請願について」、本件を不採択とすることに賛成の方は挙手を願います。(全員賛成)
委員長	挙手全員であります。 したがって、本件は不採択と決定しました。
委員長	次に、日程第4 請願第2号「教科書採択についての説明を求める」請願書」についての審査を行います。
委員長	まず、審査に入る前に、この請願の勧告事項を確認しておきます。
委員長	一勧告事項の確認一
委員長	この件については、事前に事務局に趣旨説明について要請がありましたが、この請願書で趣旨は十分読み取れますので説明の必要はないと考えますが、委員の皆様いかがでしょうか。(異議なし)
委員長	異議なしと認めます。
委員長	(傍聴人へ)ご静粛をお願いいたします
委員長	それでは、請願第2号「教科書採択についての説明を求める」請願書」についての審査に入ります。

委員長	本件に対するご意見はございませんか。
委員長	(傍聴人へ)ご静粛にお願いします。
一色委員	教科書の採択は、公開された教育委員会の定例会の場で適正な手続きに基づいて行われたものでありまして、その各教科その時点での最良のものを採択していると考えています。
委員長	ほかに、意見等ありませんか。
委員長	(傍聴人へ)ご静粛にお願いいたします。
牛山委員	教育委員会は、先ほども申し上げましたように、国の検定を通っているすべての教科書について、特定の教科書の特定の部分に対して、是非について見解を述べるというような立場には教育委員会はないと思いますので私は賛同いたしません。
委員長	ほかに、意見等ありませんか。
教育長	教育というのは、政治的に中立であることが大原則です。したがって、教育委員会として、この請願に対して特に申し上げることはなく、この請願は採択すべきではないと考えます。以上です。
委員長	ほかに、意見等ありませんか。(なし)
委員長	それでは、採決をいたします。
委員長	請願第2号「教科書採択についての説明を求める」請願書について、本件を不採択とすることに賛成の方は挙手を願います。(全員賛成)
委員長	挙手全員であります。 よって、本件は不採択と決定いたしました。
委員長	先ほど言いましたように、請願の趣旨は十分この請願書で酌み取ることができるということで、我々は判断いたしました。
委員長	ここは、議決の場所であって、傍聴の方と議論する場所ではありませんので、次に進ませていただきます。
委員長	次に、日程第5 請願第3号「松山市の教育行政に、教師の声・子どもたちの声を積極的にとり上げることを求める請願書」を議題といたします。
委員長	まず、審査に入る前に、この請願の勧告事項を確認しておきます。
委員長	－勧告事項の確認－
委員長	この件に関しては、平成27年10月、11月の定例会でも取り上げており、審議は尽くしたと判断します。よって、不採択としたいと考えますが、ご異議ございませんか。(異議なし)
委員長	それでは、請願第3号「松山市の教育行政に、教師の声・子どもたちの声を

	積極的にとり上げることを求める請願書」については、本件は不採択と決定いたしました。
委員長	(傍聴人へ)ご静肅にお願いいたします。
委員長	続いて、日程第6 請願第4号「中学校教科書採択についての弁明を求める請願書(第三)」を議題といたします。
委員長	まず、審査に入る前に、この請願の勧告事項を確認しておきます。
委員長	－勧告事項の確認－
委員長	この件に関しては、平成27年10月、11月の定例会でも取り上げており、審議は尽くしたと判断します。よって、不採択としたいと考えますが、ご意見ございませんか。(異議なし)
委員長	それでは、請願第4号「中学校教科書採択についての弁明を求める請願書(第三)」について、本件は不採択と決定いたしました。
委員長	以上をもちまして本日予定の日程は全て終了いたしました。
委員長	これをもって平成28年の第1回定例会を閉会いたします。